

# 第 1 編 基本構想

---



1	目標年度 .....	12
2	まちづくりの理念と将来像 .....	12
3	まちづくりの基本方針 .....	13
4	将来人口規模 .....	14
5	土地利用構想 .....	14
6	施策の大綱 .....	16
7	推進体制 .....	17

# 1 目標年度

この基本構想の目標年度は、10年後の平成27年度（西暦2015年）とします。

## 2 まちづくりの理念と将来像

■ 周囲を山並みに囲まれた本町には里山の緑や川、市街地を取り巻く農地、そしてため池などが織りなす豊かな緑の景観が広がっています。本町には農村を母体として発展してきた歴史があり、時代を超えて継承されてきた豊かな環境が最大の魅力であります。

■ そこで、本町に住む町民が『住んで良かった』と思うまち、訪れる人々が他の都市と比べて『心地良い場所だな、住んでみたいな』と感じるまちをつくるため、本町が引き継いできた魅力を都市的発展の中に積極的に取り込みます。そして、自然と生活、活力のある農業、工業や商業、そして健康で生きがいをもって暮らせる地域のコミュニティや活発な文化芸術活動が調和ある形で融合する豊かで安全で安心して暮らすことのできるまちを創りあげます。

■ こうしたまちづくりの基本となる理念、町民と行政がまちづくりの目標として共有する将来像を次のように定めます。

### 基本理念

『調和—人と自然』、  
『友情—人と人』、  
『発展—人と都市』

調和：自然の営みに学びながら、時代の変化を超えて持続する自然の恵み豊かな生活を築きます。

友情：住む人も訪れる人も笑顔であいさつ、助け合い、学び合い心豊かに生きがいのある地域を築きます。

発展：生活の基礎となる産業を発展させ、多くの人々が安心して定住できる活発な都市生活を築きます。

### 将来像

夢のある、  
心のかよう、  
活力あるまち

人と自然を大切にする緑住文化都市

# 3

## まちづくりの基本方針

### (1) 安全で快適な都市の基盤・生活の環境づくり

■ 住民の毎日の生活や訪れる人々の活動を支えるのは、豊かな自然環境の中に築かれたしっかりとした活動の基盤や身の回りの環境です。そのため、人々の快適な暮らしや人々の交流、産業の活力を支え、だれもが安全で安心して暮らすことのできる都市の基盤づくりを進めます。また、将来を見据えながら都市発展を先導する基盤の整備を計画的な土地の利用や美しい都市景観の創造に配慮しつつ着実に進めます。

### (2) 環境と調和するまちづくり

■ 里山の森や川、農地やため池など豊かな自然を大切に、生態系に配慮し都市生活との共生を図ります。また、地球の限りある資源を大切に活用する資源循環型社会の形成に町民と共に取り組み、このような取り組みを通じて快適で美しい環境を創造します。

### (3) 多様な産業が育つまちづくり

■ 農業、工業、商業など、まちがこれまでに培ってきた産業特性を最大限活かしつつ、次世代産業の誘致、町内外から多くの人が集い楽しむ拠点形成など、次の時代を見すえた産業振興を進めます。また、様々な産業の交流や連携などにも取り組みながら、多様な産業の育成を促します。

### (4) 健康・福祉のまちづくり

■ 個性や境遇の違いを超えて隣り合う住民同士が互いの生活を尊重し、健康を思いやり、困ったことがあれば助け合うような、心温かい友情に満ちたコミュニティの形成による地域社会を町民と共に築きます。また町

民一人ひとりの健康や生きがいを守り育てる環境を整備することで、町民の多くが『この土地に住んで幸せだ』と実感できるきめ細かな公共サービスを維持発展させます。

### (5) 地域文化・人づくり

- 町民のゆとりや生きがいを支える文化活動やスポーツ・レクリエーションなどに生涯学習として取り組む機会を充実します。
- 地域の自然や歴史文化資源を生かしながら文化活動やコミュニティ意識の醸成を図ります。そして、子どもの希望や思いやりの心を大切に育てる学校教育・家庭教育の充実に取り組みながら、将来を担う青少年の健全育成を推進します。

### (6) 健全な行財政による確かなまちづくり

- 総合計画は、行財政運営の指針となる計画であると共に、地域自治の主役である町民の自治活動の指針として活用すべきものです。そこで、世代を超える幸福な社会を築くため町民と行政が手を携え計画的な行財政の運営の推進に取り組みます。
- そこで、広報広聴活動の充実や情報の公開、町民の参加や参画の機会の拡大を図ります。また、町民と共に学び、考え、行動する職員の育成に取り組むとともに、行財政の一層の改革や広域行政の充実に取り組みます。



## 4 将来人口規模

私たちのまちが、周辺自治体と連携や交流を図りながら、「自立した都市」として発展していくことを目標として、将来5万人規模を展望した都市づくりを進めます。

## 5 土地利用構想

### (1) 土地利用の経緯と課題

- 私たちの町は、かつては純朴な農村として発展してきた町でした。その後、温暖な気候、JR東海道本線・新幹線、国道23号・国道248号などの広域基幹交通網の要衝としての立地条件、ならびに三河地方における自動車産業を中心とした内陸工業の集積を背景として、都市化が進みました。
- その結果、私たちの町は、今なお田畑や里山などが身近なところに存在し、美しい自然環境・田園環境を備えた農村的な面影を色濃く残した町であると同時に、多くの優良企業が立地して高い工業生産を維持するとともに、近年では、名古屋圏における住宅需要の受け皿としての役割を高め、住宅地や商業施設の立地が進むなど、都市的特長を高めている町でもあります。
- 今後は、緑豊かな農村的特長と活力ある都市的特長の両面を合わせもつという町の特性を活かして、自然系・農業系の土地利用と住居系・商業系・工業系の土地利用が調和する土地の利用を進めていく必要があります。

### (2) 土地利用の基本方針

- 土地は、限りある資源であるとともに、私たち町民の産業経済、住民生活と深く結びついた財産であり、町民が共有する暮らしの基盤です。
- そのため、町の地域特性を考慮しつつ、次の点に配慮して、自然的、社会的、文化的条件に適した土地利用を推進します。

#### ① 自然環境との調和

- 私たちの町の特長である緑豊かな自然環境を後世に引き継いでいくために、自然環境と調和のとれた土地利用を進めます。
- そのため、水源かん養、国土保全などの公益的機能をもつ森林や動植物の生態系保全の軸となる河川・ため池といった水系の保全・再生に努めます。そして、町民が身近に自然とふれあうことができるよう、これらの自然環境の有効利用を図ります。

#### ② 優良農地の保全

- 地下水かん養や保水機能、さらには緑の景観形成といった視点から農地の多面的機能の有効性を見直すとともに、新たな市街地整備との調和を図りながら、食料生産の場としての基盤整備やその利用促進を進め、町の健全な発展に必要となる農地を保全・確保していきます。

### ③ 都市発展の拠点整備

- 人口、産業が都市に集中し、都市が拡大する「都市化社会」から、環境改善や文化振興など人々の暮らしの場としての都市の価値を高めようとする成熟した「都市型社会」の時代を迎える中であって、豊かな緑の環境や優れた交通条件といった町の特性を活かしつつ、職住近接の住宅都市としての需要の高まりなどを受け止めながら、「都市型社会」の時代に求められる新たな都市づくりに向けた土地利用を進めます。
- そのため、既存のＪＲ幸田駅、三ヶ根駅に、新設を予定している（仮称）相見駅を加えた３駅を中心に、既成市街地の再構築、新市街地の整備などを進め、これからの町の発展を牽引するような魅力的な拠点市街地の形成を推進します。

### ④ 地域生活の拠点整備

- 町民の交流、訪れる人々の交流を盛んにし、快適で心豊かな暮らしが享受できる土地利用を進めます。
- そのため、上述の３駅を中心とした拠点整備、ならびにハッピーネス・ヒル・幸田を中心とした魅力的な交流機能の整備を進めるとともに、それぞれの地域特性に応じて、産業、歴史・文化、防災、地域福祉などの活動促進に資する拠点整備を展開します。

### ⑤ 緑豊かな産業空間の創造

- 西三河地域の高い工業集積拠点の一翼としての役割を担っていくため、緑豊かな自然環境との調和を図りながら、新たな産業立地をめざす土地利用を進めます。



# 6 施策の大綱

- 1 **－ 都市基盤・生活環境 －**  
安全で快適な都市の基盤・生活の環境づくり
- 2 **－ 環境の保全と創造 －**  
環境と調和するまちづくり
- 3 **－ 産業振興 －**  
多様な産業が育つまちづくり
- 4 **－ 保健・医療・福祉 －**  
健康・福祉のまちづくり
- 5 **－ 教育・生涯学習、地域文化・コミュニティ －**  
地域文化・人づくり
- 6 **－ 行財政・広域行政 －**  
健全な行財政による確かなまちづくり



# 7

## 推進体制

### (1) 町民と行政の役割

- これからのまちづくりは、地域の特色や独自性に基づいてできる限り自分のことは自分で取り組むという自立に向けた意気込みが求められます。このことは町民においても自治の創意ある仕組みとして求められます。
- 地域の自立に向けた取り組みの基本は町行政と町民の協調と連携にあります。このため、行政と町民・企業がまちづくりの担い手として自覚をもち積極的に協働することで地方分権時代に対応し、各地域に委ねるべき独自のまちづくりについては各地域自らの自発性において取り組むために、住民と行政との協働の仕組みづくりの中で進めます。
- また、まちづくりを中心となって担う行政は行財政基盤の安定と情報の公開、説明責任を一層充実することで町民の信頼を高め、町民が共感する地域経営を推進します。

### (2) 自立した地域経営の仕組みづくり

- 町全体の発展のため、本基本構想において示す地域づくりの将来目標について行政と町民が認識を共にし、地域経営の目標に向けて相互の役割を尊重し、支え補い合いながら協働して取り組んでいくことが期待されます。そこでは、町全体の発展に係わる新たな定住人口や交流人口の増加、地域を支える産業の活性化及び健康で文化的な生活条件の充実のために、行政と町民が知恵を出し合い、力を合わせる必要があります。そして、都市の秩序ある形成に向けて定めた方針に基づき必要に応じて民間事業者の活力の導入を進めます。
- また、各地域の発展については、地域づくりの目標や方向性を共有し合いながら、身近な地域コミュニティに加えて、福祉や文化、環境や防災など様々な分野の住民活動、さらには地域の民間事業者や進出立地している企業などと協力しながら、自治活動を活性化していく取り組みを行政として積極的に支援します。

